開局時間のご案内

月-金 8:30-18:00

土　8:30-13:00

日・祝日　休み

保険薬局

●夜間・休日等加算の対象時間
平日19:00-閉店まで　土曜日13:00-閉店まで

※営業時間外の時間外調剤料について
時間外加算 18:00-22:00　6:00-8:00　深夜加算 22:00-6:00
休日加算　日曜日・祝日・年末年始（12月29日-翌年1月3日）

緊急連絡先（転送電話）0984-21-0770

二葉薬局細野の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	**薬局**	**開設者**	**有限会社　二葉薬局　代表取締役　福森一真**
薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期限			薬局開設許可証（別掲参照）
調剤報酬に係る施設基準を九州厚生局長に提出し、算定しております			●調剤基本料１●地域支援・医薬品供給対応体制加算２ ●連携強化加算●無菌製剤処理加算●服薬管理指導料の注１ ●在宅薬学総合体制加算１●電子的調剤情報連携体制整備加算 ●在宅患者訪問薬剤管理指導料●調剤ベースアップ評価料
勤務する薬剤師氏名及び担当業務 （名札に「薬剤師」と記載）			◎黒仁田和美●庄田卓矢●川﨑俊一（◎は管理薬剤師）
			・調剤業務（調剤・監査・投薬）・情報提供・相談 ・在庫管理・在宅対応
勤務する登録販売者			なし
その他の勤務者（名札に「事務」と記載）			３名
取扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分			・要指導医薬品・第一類医薬品 ・指定第二類医薬品・第二類医薬品・第三類医薬品
営業時間外での相談は転送電話にて対応、営業時間外での医薬品の購入又は譲受申込を受理する対応はなし			
営業時間：月曜日～金曜日　8;30～18:00　土曜日8:30～13:00、 定休日：日曜・祝祭日・年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日）			相談時及び緊急時の連絡先 (転送電話にて対応)0984-21-0770

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴（薬剤服用歴）を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。

調剤基本料１・・・・・・・・・・・・・・・・・47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算2・・・・・59点

電子的調剤情報連携体制設備加算・・・・・・8点
連携強化加算・・・・・・・・・・・・・・・・5点
在宅薬学総合体制加算１・・・・・・・・・・・30点
調剤ベースアップ評価料・・・・・・・・・・・4点
調剤物価対応料・・・・・・・・・・・・・・・1点

服薬管理指導料の注１
在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。
※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外
518単位/回

同一建物居住者
379単位/回（2－9人）
342単位/回（10人以上）

1単位=10円　10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外
650点/回

同一建物居住者
320点/回（2－9人）
290点/回（10人以上）

1点=10円　10点=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

二葉薬局　細野　　**管理薬剤師　黒仁田和美**
宮崎県知事指定介護保険事業所　　第　4540540319　号

TEL 0984-21-0770
FAX 0984-23-7757
緊急時→転送電話（24時間対応）

地域に貢献する薬局になるためにしていること

開局時間

平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上

医薬品備蓄

1200品目以上の医薬品を備蓄しています。在庫状況の共有・融通を行っています。

プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。

かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。

情報収集

インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディナビなど）を行っています。

研修

調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。

対応

24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。

在宅医療

在宅業務体制の整備と実績（年間24回以上）について、医療材料および衛生材料を供給可能な体制が整っており、医療機関や訪問看護ステーションとの連携が可能。

麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。

健康相談

健康相談を行っています。
緊急避妊薬の対応、一般用医薬品の販売、医療機関への受診を勧奨しています。

後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が70%以上あります。

副作用報告

健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

取扱う一般用医薬品の案内

分類と外箱表示		定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談対応
要指導医薬品 要指導医薬品		副作用等により日常生活に師匠を来す程度の健康被害が生ずる恐れのある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販化された成分を含むもの	鍵をかけられた場所か消費者が直接手の触れられない場所	書面を用いて、適正使用のため必要な情報提供を行います	薬剤師	必要に応じて、適正使用のために必要な情報を提供します
一般用医薬品	**第1類医薬品** 第1類医薬品	副作用等により日常生活に師匠を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの （要指導医薬品を除く）	鍵をかけられた場所か消費者が直接手の触れられない場所			
	指定第2類医薬品 指定第②類医薬品 又は指定第2類医薬品	副作用等により日常生活に師匠を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの （要指導医薬品、第1類医薬品を除く） 注）指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。『してはいけないこと』の確認を行い、使用について薬剤師や登録販売者に相談してください	情報提供を行う場所（7m以内）	適正使用のため必要な情報提供に努めます	薬剤師又は登録販売者	
	第2類医薬品 第2類医薬品					
	第3類医薬品 第3類医薬品	比較的安全性が高いと認められている上記以外の一般用医薬品です	直接手に取ることができる場所			

重要なお知らせ

一部のお薬の販売方法が変わりました

（2026年5月～）

安全・適正な使用のためにご理解とご協力をお願いいたします。

安心・安全にお薬をご使用いただくため、法律の改正により販売ルールが強化されています。

対象となるお薬

かぜ薬・せき止めなど、
一部の一般用医薬品が対象です。

〈対象となる成分の例〉

コデイン　プソイドエフェドリン　デキストロメトルファン　など

これらのお薬は「指定濫用防止医薬品」に指定され、販売ルールが厳格化されました。

※すべてのお薬が対象ではありません。

ご購入時のお願い

年齢の確認

18歳未満の方には販売できません。
年齢の確認をさせていただく場合があります。
※18歳未満の方の購入はお断りしています。

使用目的の確認

安全にご使用いただくため、
使用目的をお伺いすることがあります。

販売数量の制限

大量購入や短期間での繰り返し購入は
制限させていただく場合があります。

販売方法について

店頭に陳列していない場合があります

対象となるお薬は、鍵のかかる場所や
カウンター内で保管しています。
お近くのスタッフにお声がけください。

スタッフが対応して販売します

薬剤師・登録販売者が
お薬の情報提供を行ったうえで、
販売いたします。

次の場合は販売できないことがあります

- 適正な使用が確認できない場合
- 短期間での繰り返し購入
- 大量購入（転売目的の疑いがある場合など）

ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

安心してお薬をお使いいただくために

- お薬は用法・用量を守って正しくお使いください。
- お薬に関するご相談は、いつでもお気軽にお声がけください。
- 体調やお薬の使用で気になることがある場合は、早めにご相談ください。

健康を守るための大切な取り組みです。

ご不明な点はお気軽に薬剤師・登録販売者におたずねください。

みなさまの安全・安心のため、
ご理解とご協力をお願いいたします。

指定濫用防止医薬品の案内

分類と 外箱表示	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談対応
指定濫用防止医薬品 ①内容量が厚生労働大臣が定める数量以下のもの 要確認 ②上記以外のもの 要確認　　要確認	濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師又は登録販売者	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します

指定濫用防止医薬品をご購入のみなさまへ

指定濫用防止医薬品の濫用をした場合、保健衛生上の危害が発生するおそれがあります。

指定濫用防止医薬品の販売にあたり、OTC医薬品の各区分で確認する事項に加え、以下を確認させていただきますのでご理解の程よろしくお願いします。

購入者が18歳未満の場合、複数個・大容量の販売はできません。

- □ 年齢
- □ 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
- □ 購入しようとする者が18 歳未満である場合には、当該者の氏名
- □ 当該製品及び他の指定濫用防止医薬品の購入又は譲り受けの状況
- □ 大容量製品又は複数個の購入に該当する場合、その理由
- □ 適正な使用であることを確認するために必要な事項
- □ その他情報提供を行うために必要な事項

二葉薬局細野
ご購入後の相談はこちらまで
0984−21−0770

指定濫用防止医薬品をご購入のみなさまへ

『指定濫用防止医薬品』は、
濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生じるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働省令で定められた、特別の注意が必要なお薬です。

ご使用に当たって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に薬剤師又は登録販売者まで、ご相談ください。

二葉薬局細野
ご購入後の相談はこちらまで
0984−21−0770

副作用救済制度の案内

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

小林市保健所

0984-23-3118

二葉薬局細野の個人情報に対する基本理念

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

薬局の個人情報利用目的

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集（副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など）
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 医療保険関連業務（調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など）
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化（同意が必要な場合は同意を取得）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

調剤管理料について

患者様や家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情 報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析 及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行 っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

【調剤管理料】　　処方箋1回受付につき、下記のいずれかを算定

項目			点数
調剤管理料（処方箋受付1回につき）	内服薬（内服用滴剤、浸煎剤、湯薬及び頓服薬であるものを除く）を調剤した場合、1剤につき	27日分以下の場合	10点
		28日分以上の場合	60点
	内服薬以外の場合		10点

服薬管理指導料について

当薬局の服薬管理指導料については、以下の通りです。患者様が薬を安心して安全に使用いただけるよう、薬の使用履歴（薬剤服用歴）を管理し、活用しております。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。
※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳密に管理いたします。もし、疑問や質問がありましたら、遠慮なく当薬局スタッフにお声掛けください。

【服薬管理指導料】　　処方箋1回受付につき、下記のいずれかを算定（各種加算の算定もあります）

項目			
服薬管理指導料（処方箋受付1回につき）	原則3カ月以内に再来局（お薬手帳有）	かかりつけ薬剤師	45点
		上記以外	45点
	上記以外	かかりつけ薬剤師	59点
		上記以外	59点
	介護老人福祉施設等入所者訪問〔月4回〕		45点
	情報通信機器	イ（原則3月以内に再度処方箋提出）：お薬手帳有	45点
		ロ（在宅患者）〔原則合計月4回〕	59点
		ハ（在宅患者急変等）〔原則合計月4回〕	59点
		ニ（上記以外）	59点

服薬管理指導料各種加算について

麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合に、麻薬の服薬・保管の状況、副作用の有無等を患者様・家族等に確認し、指導を実施	**22点**
乳幼児服薬指導加算	調剤時に必要な情報等を患者様・家族等に確認して服薬に関する指導等を実施し、お薬手帳に記載	**12点**
小児特定加算	児童福祉法に規定する障がい児又は家族等に、調剤に必要な情報等を確認して服薬に関する指導を実施し、お薬手帳に記載	**350点**
吸入薬指導加算 **〔6月に1回〕**	・吸入薬の投薬が行われている患者様・家族等又は医療機関の求めにより、文書及び練習機器等を用いて指導等を実施 ・医療機関に文書で情報提供	**30点**
かかりつけ薬剤師 **フォローアップ加算** **〔3月に1回〕**	・対象はかかりつけ薬剤師の点数を算定し、かつ≪外来服薬支援料Ⅰ・服用薬剤調整支援料・調剤時残薬調整加算（調剤管理料）・薬学的有害事象等防止加算（調剤管理料）≫のいずれかを算定した患者様 ・患者様・家族等の求めにより、前回の調剤後、再度処方箋を持参するまでの間に、かかりつけ薬剤師が電話等で服薬状況、残薬状況等の継続的な確認・指導を個別に実施	**50点**
かかりつけ薬剤師 **訪問加算**	・対象はかかりつけ薬剤師の点数を算定している患者様 ・患者様・家族等の求めにより、かかりつけ薬剤師が訪問して残薬の整理、服用薬の管理方法の指導等を実施 ・医療機関に結果を情報提供	**230点**

服薬管理指導料各種加算について

特定薬剤管理指導加算	1	新規処方	特に安全管理が必要な医薬品を調剤した場合に、当該医薬品の服薬状況、副作用の有無を患者様・家族等に確認し、指導を実施	10点
		用法・用量の変更時		5点
	2	〔月1回〕	・連携充実加算届出医療機関で化学療法（注射のみ）及び指導が行われ、かつ、自局で抗がん剤等の調剤を受ける患者様の副作用発現状況や治療計画等を文書で確認し、指導を実施 ・電話等で抗がん剤等の服薬状況、副作用の有無等を患者様・家族等に確認し、医療機関に文書で情報提供	100点
	3	RMP資材活用	初めて処方された医薬品についてRMPに基づく常用提供資材を活用し、適正使用等の指導を実施	5点
		調剤前指導等	・選定療養の対象先発医薬品を選択しようとする患者様に説明を実施 ・医薬品の供給状況が不安定なため、前回調剤した医薬品の確保ができず、別銘柄の薬剤に変更して交付する必要がある患者様に説明を実施 ・バイオ医薬品の一般名処方による処方箋を交付された患者様又はバイオ後続品が処方された患者様に対してその品質、有効性、安全性等について説明を実施	10点

薬剤服用歴について

薬剤服用歴とは、薬学管理の実施に当たって、薬剤師法第28条で規定されている調剤録において情報の提供及び指導の内容の要点の記入が義務づけられており、必要事項を患者様個別に記録しているものです。オンライン資格確認等システムを通じて取得した患者様の診療情報、薬剤情報等を含めて以下の事項等を記載しています。

●患者様の基礎情報（氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、緊急連絡先）
●処方及び調剤内容等（処方した保険医療機関名、処方医名、処方日、調剤日、調剤した薬剤名、処方内容に関する照会
の要点等）
●以下の患者様情報並びに当該情報を踏まえた薬学的管理及び指導内容
・患者様の体質（アレルギー歴、副作用歴を含む）、薬学的管理に必要な患者様の生活像及び後発医薬品の使用に関す
る患者様の意向
・疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む）
・併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む）等の状況及び服用役と相互作用が認められ
る飲食物の摂取状況
・服薬状況
・残薬状況（残薬がないときはその旨）
・患者様の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）及び患者様又はその家族等からの相談事項の要点
・手帳の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者様への指導の有無。また、複数の手帳を所有して

取扱い可能な公費負担医療について

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助

指定について

労災指定薬局

生活保護法指定

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代

水剤容器　30ml:　40円
60ml:　50円
100ml:　70円
200ml:120円
300ml:130円
500ml:150円

軟膏容器　5g:　20円
10g : 40円
20g:　50円
30g:　60円
50g:　70円
100g:100円

点鼻容器　10ml: 70円
外用薬(遮光瓶)　30ml: 40円
計量カップ　10ml: 20円
スポイト　3ml: 20円

患者希望による一包化

7日につき
340円

患者希望による甘味料などの添加

1調剤につき
実費

長期収載品の選定療養

2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

患者希望による服薬カレンダー

1500円(税込)

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

後発医薬品（ジェネリック）及び バイオ後続品（バイオシミラー）について

当薬局では、患者様のお薬代負担を軽減し、毎年増加している社会保障費を抑え、持続可能な医療制度の維持のために後発医薬品及びバイオ後続品の調剤を積極的に行っています。お気軽にご相談ください。

●後発医薬品（ジェネリック）の特徴

後発医薬品（ジェネリック）とは、国内で既に新医薬品として承認されている医薬品（先発医薬品）と同等の品質、安全性、有効性を示す医薬品として、先発医薬品とは異なる会社で製造された医薬品のことです。後発医薬品jは先発品より薬価が安くなることから、医療財政の負担軽減が期待されています。

・有効成分の構造は先発医薬品と同じ
・有効性・安全性を評価する臨床試験は行われないが、血中濃度が同等であることを評価する

●バイオ後続品（バイオシミラー）の特徴

バイオ後続品(バイオシミラー)とは、国内で既に新医薬品として承認されているバイオ医薬品(先行バイオ医薬品)と同等／同質の品質、安全性、有効性を示す医薬品として、先行バイオ医薬品とは異なる会社で開発されるバイオ医薬品のことです。

同等／同質とは品質が類似していて、安全性・有効性に影響するような違いはないことです。同等性／同質性を示すため、ジェネリック医薬品とは違って、バイオシミラーの開発を行うには効果や副作用などを評価する臨床試験を行うことが求められています。

バイオシミラーは先行バイオ医薬品より薬価が安くなる（先行品の7割程）ことから、医療財政の負担軽減が期待されます。

・有効成分のアミノ酸配列は先行バイオ医薬品と同じ
・品質特性は先行バイオ医薬品と類似
・先行バイオ医薬品と有効性・安全性に差異はない（臨床試験を含めて同等性/同質性を評価）

電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局は、オンライン資格確認により取得した診療情報、薬剤情報等を実際に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するために医療DXに対応する体制を整えております。

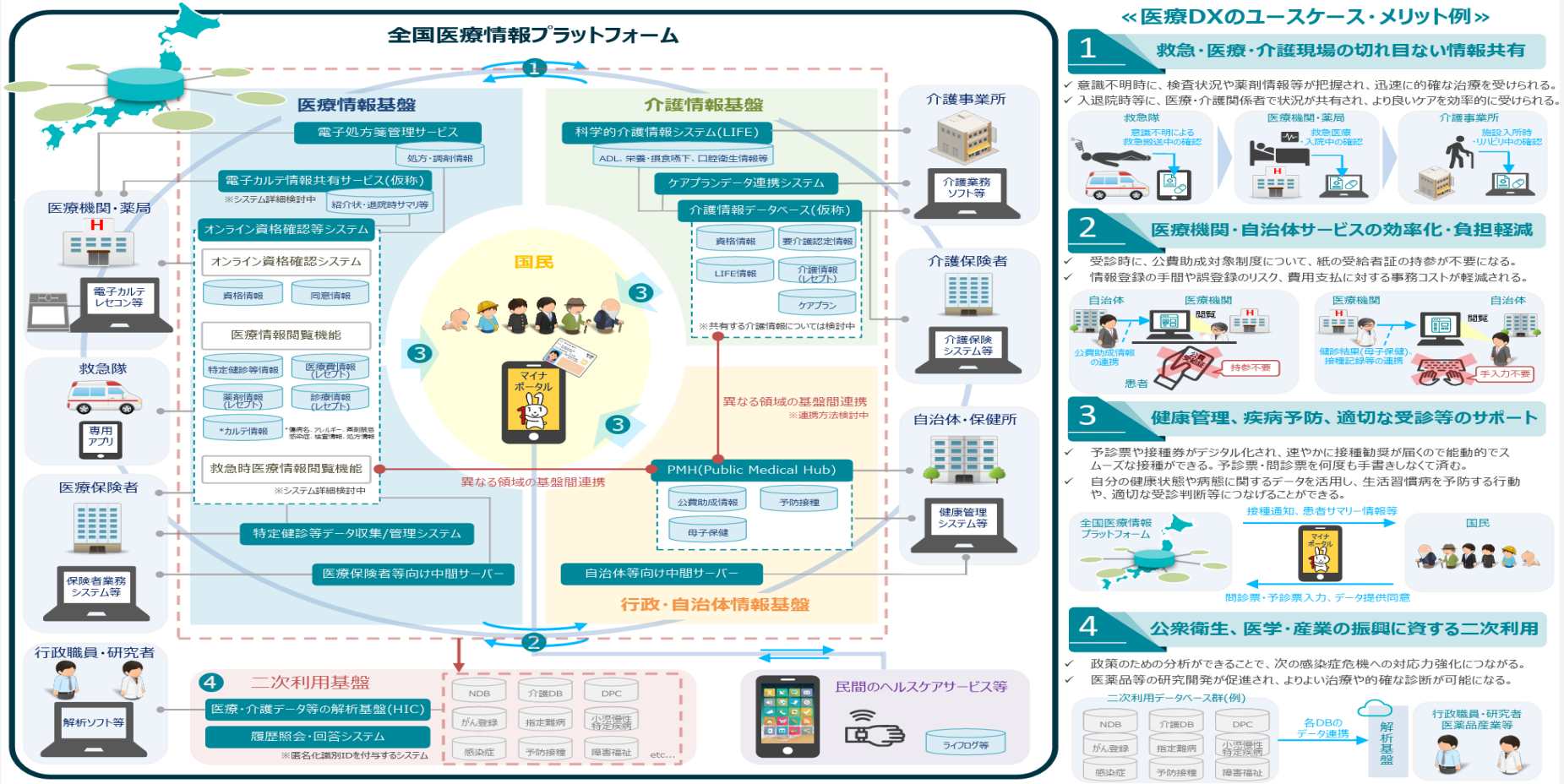

無菌製剤処理加算について

当薬局では、クリーンベンチという無菌的に処理できる設備・無菌化された器具を用いて、無菌的に注射剤（中心静脈栄養法輸液、医療用麻薬、抗悪性腫瘍剤など）を調剤しております。

在宅薬学総合体制加算について

当薬局では、在宅患者様に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されています。

連携強化加算について

当薬局は、他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県との連携により、災害時又は新興感染症の発生時等の非常事態に必要な体制が整備されています。また、災害時においては、オンライン資格確認等のシステムの「緊急時医療情報・資格確認機能」を用いることにより、被災により手帳やマイナ保険証を確認することができない患者であっても薬剤情報等の把握が可能となり、更に電子処方箋管理サービスへの調剤情報の登録により直近の薬剤情報が充実することを念頭に置いて、平時よりこれらのシステム等の活用に努めています。

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算について

当薬局では、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者様又はその家族に対して、患家を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及び保管方法について確認し、残液の適切な取扱い方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者様の服薬中の体調の変化の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行い、場合によっては処方医以外の医療関係職種にも情報提供を行っています。また、使用している高度管理医療機器について、保健衛生上の危害の発生防止に必要な措置を講じております。

在宅中心静脈栄養法加算について

当薬局では、在宅中心静脈栄養法を行っている患者様に係る薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者様の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患者様又はその家族に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行っています。また、配合変化を回避するために、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、使用する注射剤の配合変化に関する留意点、輸液バックの遮光の必要性等について情報提供をしています。

特定薬剤管理指導加算2について

当薬局では、連携充実加算を届出ている保険医療機関において、抗悪性腫瘍剤を注射された悪性腫瘍の患者様に対して、抗悪性腫瘍剤等を調剤する保険薬剤師が以下の内容を全て実施しています。

・患者様の治療内容等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を実施してます
・患者様が注射又は投与されている抗悪性腫瘍剤及び制吐剤等の支持療法に係る薬剤に関し、電話等により服薬状況、患者様の服薬中の体調の変化の有無等について患者様又はその家族等に確認を実施してます
・上記で得られた内容を踏まえ、処方元に必要な情報を文書により提供しています

服用薬剤調整支援料2について

当薬局では、複数の保険医療機関から内服薬が合計で6種類以上処方されている患者様に対して、患者様若しくはその家族等の求めに応じて、かかりつけ薬剤師が、患者様の服用中の薬剤を継続的及び一元的に把握した結果、服用中の薬剤の調整を必要と認める場合であって、患者様の服薬状況等に係る総合的な管理及び評価を実施した上で、処方医に対して、その調整について文書を用いて提案しています。

患者様へのお願い
～医薬品の安定供給が難しい状況が続いております～

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。
薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、流通が逼迫していることが原因です。

当薬局では、患者様に必要な医薬品を確保するため、
●薬局間の医薬品の融通
●地域の医療機関との情報共有 など
に努めております。

状況によっては、処方医に確認の上、
○同一成分・同一薬効の医薬品への変更
○処方日数の変更 など
を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合もございます。
ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点や心配なことなどありましたら
お気軽に薬剤師にご相談ください

かかりつけ薬局について

●かかりつけ薬局とは？

世の中にはたくさんの薬局があります。病院・医院ごとに薬局を決めるのではなく、いつも行く薬局を自宅の近くなど一カ所に決めると、ご使用中の全ての薬について、飲み合わせや副作用、薬の使用歴を管理できるので、とても安心です。

●こんな方はかかりつけ薬局を見つけましょう！

薬の飲み方が分かりにくい、飲みにくい薬がある
薬飲み忘れて余った薬を整理してほしい

薬の飲み間違え、飲み忘れ
は誰に相談したらいいの？

今飲んでいる薬について相談したい
他の薬との飲み合わせが不安

一般用医薬品、健康食品は
どれがいいの？

健康相談・生活習慣に係る相談を実施しています

お薬に関する相談や健康・生活習慣などに関する相談も行っています。
お気軽にお声掛けください。

地域支援・医薬品供給対応体制加算について

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準（（4）のウは薬局当たりの年間の回数）	
（1）	地域医療に貢献する体制を有することを示す実績（下記の要件）
（2）	地域における医薬品等の供給拠点としての対応
ア	十分な数の医薬品の備蓄、周知（医療用医薬品1200品目）
イ	薬局間連携による医薬品の融通等
ウ	医療材料及び衛生材料を供給できる体制
エ	麻薬小売業者の免許
オ	取扱う医薬品に係る情報提供体制
カ	調剤室の面積が16平方メートル以上（令和8年6月以降開設・改築・増築する場合のみ適応）
（3）	休日、夜間を含む薬局における調剤・相談応需対応
ア	一定時間以上の開局
イ	休日、夜間の開局時間外の調剤・在宅業務に対応できる体制
ウ	当該薬局を利用する患者からの相談応需体制
エ	夜間・休日の調剤、在宅対応体制（地域の輪番体制を含む）の周知
（4）	在宅医療を行うための関係者との連携体制等の対応
ア	診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携
イ	保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
ウ	在宅薬剤管理の実績　24回以上
エ	在宅に係る研修の実施

（5）	医療安全に関する取組みの実績
ア	プレアボイド事例の把握・収集
イ	医療安全に資する取組み実績の報告
ウ	副作用報告に係る手順書を作成
（6）	かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出
（7）	患者毎に服薬指導の実施、薬剤服用歴の作成
（8）	管理薬剤師要件（薬局経験5年以上、常勤、当該薬局在籍1年以上）
（9）	研修計画の作成、学会発表などの推奨
（10）	患者のプライバシーに配慮、椅子に座った状態での服薬指導
（11）	地域医療に関連する取組の実施
ア	一般用医薬品及び要指導医薬品等（48薬効群）の販売
イ	健康相談、生活習慣に係る相談の実施
ウ	緊急避妊薬の調剤又は販売を含む女性の健康に係る対応
エ	当該保険薬局の敷地内における禁煙の取扱い
オ	たばこの販売禁止（併設する医薬品店舗販売業の店舗を含む）
カ	セルフメディケーション関連機器の設置（少なくとも3つ）
キ	薬事未承認の研究用試薬・検査サービスを提供していないこと

①～⑧は処方箋1万回当たりの年間回数、⑨は薬局当たりの年間の回数

要件	基本料1	基本料1以外	要件	基本料1	基本料1以外
①夜間・休日等の対応実績	40回以上	400回以上	⑥単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理の実績	24回以上	24回以上
②麻薬の調剤実績	1回以上	10回以上	⑦服薬情報提供料に相当する実績	30回以上	60回以上
③調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算の算定実績	20回以上	40回以上	⑧小児特定加算の算定実績	1回以上	1回以上
④服薬管理指導料1のイ及び2のイ（かかりつけ薬剤師）の算定実績	20回以上	40回以上	⑨薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議への出席	1回以上	1回以上
⑤外来服薬支援料1の実績	1回以上	12回以上			